



2021年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社アルファ
代表者名 代表取締役 川名 祥之
(コード番号：3434 東証第1部)
問合せ先 総合企画部長 渡辺 勝俊
(TEL：045-787-8401)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月24日開催予定の第83回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することが出来ない場合の措置を定めるものであります。

また、株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第15条および第24条に定める株主総会および取締役会の招集権者および議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| (公告方法) 第 5 条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u> | (公告方法) 第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。 <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u> |
| 第 6 条～第 14 条 (条文省略) | 第 6 条～第 14 条 (現行どおり) |

| | |
|--|---|
| <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に差し支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第 16 条～第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に差し支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> | <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項において定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第 16 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項において定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> |
|--|---|

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日

2021年6月24日(予定)

定款変更の効力発生日

2021年6月24日(予定)

以上